

商標登録できない商標 商標③ p237～244

3 保護要件（登録要件）4条

(2) 公益的観点から不登録

4条1項1～7号・9・14・16・18号

(3) 他人の登録商標・周知著名商標と紛らわしい商標

- a 他人の氏名・名称・肖像等を含む商標 8号
- b 他人の周知商標と同一・類似の商標 10号
- c 他人の先願登録商標と同一・類似の商標 11号
- d 他人の防護登録商標と同一の商標 12号
- e 出所混同を生じるおそれがある商標 15号
- f 葡萄酒又は蒸留酒の産地を表示する標章の有する商標 17号
- g 他人の著名商標を不正の目的で使用する商標

4 商標の類似及び商品・役務の類似

氷山事件 商品類似：最二 430227

商標法4条1項15号商標の外観、観念または称呼の類似は、その商標を使用した商品につき出所の誤認混同のおそれを推測させる一応の基準にすぎず、従って、右三点のうちその一において類似するものでも、他の二点において著しく相違することその他取引の実情等によって、なんら商品の出所に誤認混同をきたすおそれの認めがたいものについては、これを類似商標と解すべきではない。

【本願商標】



【引用商標】

しょうぜん

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

一 国旗、菊花紋章・・・

七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）

十 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

十五 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）

十六 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標